

特別条項付き時間外労働・休日労働に関する協定例

時間外労働・休日労働に関する協定

株式会社（以下「会社」という。）と 株式会社従業員代表 は、時間外・休日労働に関し、次のとおり協定する。

第1条 会社は、期日の指定された受注、季節的繁忙等に対応するため、就業規則第 条に基づき、時間外労働及び休日労働をさせることができる。

第2条 時間外労働又は休日労働をさせる対象となる業務の種類及び時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由は、それぞれ下記のとおりとする。

(1) 時間外労働

業務の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由
プレス加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
メッキ加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
検査員	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
経理事務	決算事務、棚卸し、障害対応事務

(2) 休日労働

業務の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由
プレス加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
メッキ加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
検査員	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応

第3条 時間外労働を命じる場合に延長することができる時間は、それぞれ次のとおりとする。この場合、1か月の起算日は毎月1日、1年間の起算日は4月1日とする。

プレス加工 1日3時間、1か月40時間、1年間360時間

メッキ加工 1日2時間、1か月40時間、1年間240時間

検査員 1日3時間、1か月35時間、1年間200時間

経理事務 1日3時間、1か月24時間、1年間200時間

第4条 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻は、それぞれ次のとおりとする。

プレス加工、メッキ加工、検査員ともに

法定休日のうち1か月に2回 始業8:30～終業18:00

第5条 会社は、第2条第1号に該当する業務に従事する者のうち、通常の生産量を大幅に超える受注が集中して特に納期がひっ迫したとき、納期の切迫した特に複雑な特別注文品の試作等、臨時的な特別の事情に対応する場合及びこれに類似する臨時的業務で労使協議の上、やむを得ないと認めた事情に該当する場合で、第3条に掲げる労働時間を超えて労働をさせる必要があるときは、労使協議を経て、それぞれ次に掲げる時間までこれを延長することができる。ただし、1か月の延長時間を超えて労働させることができる回数は、1年間で6回までとする。

プレス加工 1か月80時間、1年間420時間

メッキ加工 1か月80時間、1年間400時間

検査員 1か月60時間、1年間360時間

第6条 会社は、労働者が時間外・休日労働に従事した場合、就業規則第 条に基づき、通常の賃金に加えて、次の割増賃金率で計算した時間外・休日労働手当を支払うものとする。

(1) 時間外労働

1か月45時間までの時間外労働 25%

1か月45時間を超えた時間外労働 40%

1年間360時間を超えた時間外労働 50%

(2) 休日労働

法定休日労働 35%

第7条 本協定の有効期間は平成 年4月1日から1年間とする。

(労使協定成立年月日)

平成 年 月 日

(事業場名及び代表者職氏名)

株式会社

代表取締役

印

(労働者代表職氏名)

株式会社従業員代表

(職名)

印